



お知らせ **令和5年度市税納期一覧**

問い合わせ 収税課収税担当(1階①番窓口)

税目	月(納期限)										
	5月 (5/31)	6月 (6/30)	7月 (7/31)	8月 (8/31)	9月 (10/2)	10月 (10/31)	11月 (11/30)	12月 (12/25)	令和6年 1月 (1/31)	2月 (2/29)	3月
市民税・県民税		1期		2期		3期		4期			
固定資産税・都市計画税	1期		2期		3期		4期				
軽自動車税(種別割)	全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

**納付場所**

納付書に記載されている場所で納付してください。

**注意事項**

- 納期限および口座振替日は、各期の月末(12月は25日)です。ただし、納期限が土・日曜日、祝日にあたる場合は翌日になります。
- 納付の際は、納期の順番を間違えないようにしてください。

- 市で納付が確認できるまでに1か月程度を要する場合があります。
- 納期限を過ぎると、延滞金が増加される場合があります。
- 納期限を過ぎて、一定期間を経過すると財産の差し押さえなど、滞納処分が執行されます。

お知らせ

**汚水がきれいになるまで  
～適切な下水道の使用が「水の循環」を守ります～**

問い合わせ 下水道課 ☎989-2771

「水の循環」を守るため、私たちが使った水は、下水処理場(浄化センター)できれいにし、大切な水資源として川へ戻しています。

浄化センターでは、機械を使って砂などの異物を取り除いたり、微生物の力を借りて汚れを分解したり、さまざまな仕組みを利用して、24時間365日、水をきれいにし続けています。

ところが、汚水の中に多量の油や水に溶けないものが入っていると、お住まいの排水管が詰まる原因になるだけでなく、浄化センターの機械の故障に繋がったり、微生物に負担がかかったりすることで、適切な汚水処理が難しくなることがあります。

「水の循環」を守るために必要な汚水処理の費用には、皆さんの下水道使用料が使われています。今後も適切な下水道の使用をお願いします。

